

第一問の解答 — 50点 —

問1 A社の税務上の処理についての法的な理由・考え方

1について
益金の額とは、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で、資本等取引以外のものに係るその事業年度の収益の額をいい、損金の額とは、その事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価、その他これに準ずる原価の額をいう。 (益金の額の意義で2点、損金の額の意義で2点)
カードの発行時に会員から受け取る代金及びチャージ代金は、原則として、発行時及びチャージ時に益金の額に算入し、例外として、利用時に益金の額に算入する。原価の額は、収益の計上時期について原則を採用した場合は、期末において利用されていない金額に対応する部分については、原価を見積もって計上することが認められるが、特例を採用した場合は、原価を見積もって計上することは認められない。 (収益：原則2点、特例2点；原価：原則見積可2点、特例見積不可2点)
2について
収益の計上時期について原則を採用した場合は、発行時及びチャージ時に益金の額に算入するため、カードを利用しなくても収益が確定していることとなるが、特例を採用した場合は、利用時に益金の額に算入するため、この場合には、収益が確定していないこととなるが発行年度の翌期首から3年を経過した日に、利用されていない部分の金額も収益が確定し、益金の額に算入することとなる。 (原則の収益確定している2点、特例の取扱い2点)
3について (結論2点、理由2点)
手数料は、会員がカードを利用した場合に徴収することとなるため、カードが利用されていない場合は、加盟店から手数料を徴収することができない。よって、会員から代金を受け取っても、収益が確定していないため、収益に計上する必要はない

問2

(1)1 テレビCM費用の処理<仕訳5点>

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
器 具 備 品	5,000,000円	当 座 預 金	8,000,000円
前 払 費 用	3,000,000円		

(法的な理由・考え方)

<p>CM用フィルムは、通常、減価償却資産として資産計上し、法定耐用年数で減価償却を行うが、テレビ放映の期間が1年未満のものは、「使用可能期間が1年未満のもの」に該当し、少額減価償却資産となり、事業供用年度で取得価額の全額を損金に算入することが認められるが、CMは当期末現在放映されていないため、事業の用に供していないこととなる。よって、いずれの場合であっても、当期の費用にすることはできないことから、資産に計上することとなる。自己の製作に係る減価償却資産の取得価額は、製作のために要した原材料費、労務費及び経費の額と事業の用に供するために直接要した費用の額との合計額であるため、タレントの出演料及びCM作成費用の合計額が資産の取得価額となる。</p> <p>広告料は債務確定主義により損金に計上することとなるが、当期において役務の提供を受けていないため、債務は確定していないこととなる。よって、当期の損金の額に算入することは認められず、前払費用として資産計上する。</p> <p>(少額減価償却資産1点、減価償却資産に該当する1点、当期の費用にならない1点、前払費用2点)</p>

(1)2 見本品の製作費用の処理<5点>

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
普 通 預 金	1,000,000円	見 本 品	4,000,000円
繰 延 資 産	3,000,000円		
繰 延 資 産 償 却 費	50,000円	繰 延 資 産	50,000円

(法的な理由・考え方)

<p>見本品の製作費用と対価との差額については、当該見本品の提供が広告宣伝のために行われていることから、広告宣伝用資産に該当し、支出の効果が、その支出の日以後1年以上に及ぶものと認められるため、繰延資産に該当する。よって、償却費として損金経理した金額のうち、一定の方法により計算した償却限度額が損金の額に算入されることとなる。</p> <p>(繰延資産に該当する3点、償却限度額まで損金の額に算入する2点)</p>

(2) 保険料の処理< 5点>

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
支 払 保 険 料	200,000円	現 金	200,000円

(法的な理由・考え方)

<p>前払費用の額は、その事業年度の損金の額に算入されないが、法人が、前払費用の額でその支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、当該支払った日の属する事業年度の損金の額に算入される。</p> <p>よって、B社が支払った保険料は、原則は、当期に対応する金額36,164円が損金の額に算入されるが、特例として、支払った金額 200,000円が当期の損金の額に算入される。</p> <p>(前払費用の原則的取り扱い3点、短期前払費用の取扱い2点)</p>